



宮 崎 県 公 報

平成24年12月20日 (木曜日) 第 2448 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示	頁
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更 (“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関 (精神通院医療) の指定…………… (障害福祉課) 2	
○保安林の指定予定の通知 (10件) …………… (自然環境課) 2	
○道路の区域の変更 (4 件) …………… (道路保全課) 4	
○道路の供用の開始 (5 件) …………… (“) 5	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 6	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 6	

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (経・産・数・課) 7
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見…………… (商業支援課) 7
○土地改良区の清算人の就任の届出…………… (農村整備課) 7
○土地改良区連合設立認可申請の適当の決定…………… (“) 8
○落札者等の公告…………… 8
内水面漁場管理委員会指示
○漁業法に基づく指示…………… 8
県議会規則
○宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則…………… 8
県議会告示
○宮崎県政務調査費の交付に関する規程の一部を 改正する告示…………… 10

告 示

宮崎県告示第 866号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
たなか循環器内科 クリニック	小林市堤3516- 3	平成24年12月 1 日
上野アイリス歯科 クリニック	西臼杵郡高千穂町大字 上野字町之平 264- 7	平成24年12月 1 日
すみれ薬局	都城市金田町2260番 6	平成24年11月 1 日
こあら薬局	小林市水流迫 944番地 8	平成24年11月 1 日

宮崎県告示第 867号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
みまた病院	都城市郡元町 1 丁目 9 番地 5

2 届出事項

指定医療機関の名称		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
みまた病院	戸嶋病院	平成24年11月 1 日

宮崎県告示第 868号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	休止年月日
西平外科胃腸科医 院	都城市久保原町 9 街区 3 - 69号	平成24年10月31日

宮崎県告示第 869号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
すみれ薬局	都城市金田町2260番 6	平成24年10月31日
調剤薬局ノア	日南市木山 1 丁目 2 番 23号	平成24年10月31日
こあら薬局	小林市水流迫 944番地 8	平成24年10月31日

宮崎県告示第 870号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
医療法人社団正立会黒松病院	都城市	精神通院医療	平成24年12月 1 日
イオン薬局日向店	日向市	薬局	平成24年12月 1 日
たかし薬局	延岡市	薬局	平成24年12月 1 日

宮崎県告示第 871号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市田野町字西平甲 10581－ 1 24から甲 10581－ 126まで、甲 10581－ 128から甲 10581－ 131 まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字西平甲 10581－ 124から甲 10581－ 126まで・甲 10581－ 128・甲 10581－ 129・甲 10581－ 131（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 872号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町有水字下野2312－ 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 873号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高崎町前田字前田原1697－ 3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 874号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字南方字椎原 151-5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 875号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字上揚字土屋67-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字土屋67-3（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 876号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字上揚字土屋92-7、104-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字土屋92-7・104-3（以上2筆について次の図に示す

部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 877号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字入野字城平2816-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 878号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区神門字井出ノ内 742-16、744-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字井出ノ内 742-16・744-2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 879号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字畑の尾3024-69
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字畑の尾3024-69（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 880号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字徳富10785-1（次の図に示す部分に限る。）、10785-2、10785-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 881号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年12月20日から平成25年1月4日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
3	県道	日南志布志線	日南市大字塚田字蹴戸下乙2269番	旧	4.9 ～ 9.5	467.2
			1地先から同市同大字字山田頭乙2220番5地先まで	新	13.3～ 51.4	452.0

宮崎県告示第 882号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年12月20日から平成25年1月4日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
7	県道	緒方高千穂線	西臼杵郡高千穂町大字上岩戸字日隠1008番11地先から同郡同町大字岩戸字荒内5447番11地先まで	旧	6.6 ～ 26.8	337.4
				新	8.4 ～ 28.8	337.4

宮崎県告示第 883号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年12月20日から平成25年1月4日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
324	県道	札の元佐土原	西都市大字鹿野田字五	旧	8.4 ～ 10.8	282.5

線	節句 119番 1地先から 同市同大字 同字 148番 2地先まで				
	西都市大字 鹿野田字五 節句 119番 1地先から 同市同大字 同字 148番 2地先まで	新	8.4 ~ 36.0	282.5	
	西都市大字 鹿野田字五 節句 119番 1地先から 同市同大字 字谷辺1560 番 1地先ま で		18.0~ 38.0	340.0	

宮崎県告示第 884号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年12月20日から平成25年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市学園 木花台南二 丁目13番地 先から同市 学園木花台 南一丁目 1 4番地先ま で	旧	17.3~ 49.8	463.0
				新	19.0~ 49.8	463.0

宮崎県告示第 885号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年12月20日から平成25年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 19号	宮崎市佐土 原町東上那 珂字三反田 14984番 1 地先から同 市同町東上 那珂同字 1 4952番 4 地 先まで	平成24年12月20日

宮崎県告示第 886号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年12月20日から平成25年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
3	県道	日南志 布志線	日南市大字 塚田字蹴戸 下乙2269番 1地先から 同市同大字 字山田頭乙 2220番 5 地 先まで	平成24年12月20日

宮崎県告示第 887号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年12月20日から平成25年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
7	県道	緒方高 千穂線	西臼杵郡高 千穂町大字 上岩戸字日 隠1008番11 地先から同 郡同町大字 岩戸字荒内	平成24年12月20日

		5447番11地 先まで	
--	--	-----------------	--

宮崎県告示第 888号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年12月20日から平成25年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
324	県道	札の元 佐土原 線	西都市大字 鹿野田字五 節句 119番 1 地先から 同市同大字 字谷辺1560 番 1 地先ま で	平成24年12月20日

宮崎県告示第 889号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年12月20日から平成25年 1 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
339	県道	塩鶴木 崎線	宮崎市学園 木花台南二 丁目13番地 先から同市 学園木花南 一丁目 1 14番地先ま で	平成24年12月20日

宮崎県告示第 890号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	去 川 谷 川	06- 381- 1- 010	土 石 流
	北 大 谷 川	06- 381- 1- 011	土 石 流
	北大谷川－ 新①	06- 381- 1- 011 －新①	土 石 流
	北大谷川－ 新②	06- 381- 1- 011 －新②	土 石 流
	北大谷川－ 新③	06- 381- 1- 011 －新③	土 石 流
	去川小谷川	06- 381- 2- 013	土 石 流
	去川小谷川 －新①	06- 381- 2- 013 －新①	土 石 流
	前 田	I- 1- 0852	急傾斜地の崩壊
	新 開	I- 1- 0853	急傾斜地の崩壊
	下 六	I- 1- 0855	急傾斜地の崩壊
	下六－新①	I- 1- 0855－新①	急傾斜地の崩壊
	さくら学園	I- 1- 0863	急傾斜地の崩壊
	去 川 - 1	I- 1- 3345	急傾斜地の崩壊
	押 田 - 1	II- 1- 5721	急傾斜地の崩壊
下 六 - 1	II- 1- 5787	急傾斜地の崩壊	
前 田 - 1	II- 1- 5813	急傾斜地の崩壊	
前 田 - 2	II- 1- 5819	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 891号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 箇 所（溪流）番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種 類
宮 崎 市	去 川 谷 川	06- 381- 1 - 010	土 石 流
	北 大 谷 川	06- 381- 1 - 011	土 石 流
	北大谷川－ 新①	06- 381- 1 - 011 －新①	土 石 流
	北大谷川－ 新②	06- 381- 1 - 011 －新②	土 石 流
	北大谷川－ 新③	06- 381- 1 - 011 －新③	土 石 流
	去 川 小 谷 川	06- 381- 2 - 013	土 石 流
	去 川 小 谷 川 －新①	06- 381- 2 - 013 －新①	土 石 流
	前 田	I - 1 - 0852	急傾斜地の崩壊
	新 開	I - 1 - 0853	急傾斜地の崩壊
	下 六	I - 1 - 0855	急傾斜地の崩壊
	下六－新①	I - 1 - 0855－新①	急傾斜地の崩壊
	さくら学園	I - 1 - 0863	急傾斜地の崩壊
	去 川 - 1	I - 1 - 3345	急傾斜地の崩壊
	押 田 - 1	II - 1 - 5721	急傾斜地の崩壊
	下 六 - 1	II - 1 - 5787	急傾斜地の崩壊
	前 田 - 1	II - 1 - 5813	急傾斜地の崩壊
前 田 - 2	II - 1 - 5819	急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年12月3日	特定非営利活動法人セーフティネット宮崎	日隈 謙	宮崎県児湯郡新富町大字日置1640番地10	この法人は、自立生活困窮者に対して、住居の確保・生活の補助・就労の支援に関する事業を行い、もって宮崎県内の福祉の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、高鍋町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
生活協同組合コープみやざき高鍋店・ドラッグストアモリ高鍋店
児湯郡高鍋町大字北高鍋字中畑田5036 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
平成24年7月13日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成24年12月20日から平成25年1月21日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、多良田土地改良区（延岡市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 就任した清算人

氏 名	住 所
治久丸 弘	延岡市北川町川内名4351番地
治久丸 新一	延岡市北川町川内名4333番地

小 野 恒 雄	延岡市北川町川内名3257番地
杉 野 久 光	延岡市北川町川内名4405番地
治久丸 惣一郎	延岡市北川町川内名4392番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第84条において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、尾鈴土地改良区連合（川南町）の設立の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し
- 縦覧期間
平成24年12月20日から平成25年 1 月25日まで
- 縦覧場所
高鍋町産業振興課内
木城町産業振興課内
川南町農村整備課内
都農町建設課内
- その他
決定に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議の申出をすることができる。

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成24年12月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 随意契約に係る物品等（特定役務）の名称及び数量
総合医療機能情報提供システム構築業務
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県福祉保健部医療薬務課医務担当 宮崎市橋通東 2 丁目10 番 1 号

- 随意契約の相手方を決定した日
平成24年11月28日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
国際航業株式会社宮崎営業所 宮崎市橋通東 3 丁目 1 番47号
宮崎プレジデントビル 3 階
- 随意契約に係る契約金額
19,687,500円
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号）第10条第 1 項第 1 号に基づく随意契約

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 127号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、うなぎ資源の利用と管理を図るため、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

平成24年12月20日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 染 矢 忠 孝

- 禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
- 禁止期間
毎年10月 1 日から12月31日まで
- 禁止区域
宮崎県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）
- 指示の適用除外
次に掲げる場合は、この指示は適用しない。
ア 宮崎県内水面漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第24号）第 33条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
イ 国の機関又は地方公共団体が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 指示の有効期間
平成24年12月20日から平成27年12月31日まで

県議会規則

宮崎県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月20日

宮崎県議会議長 外 山 三 博

宮崎県議会議規則第 2 号

宮崎県議会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会議規則（平成10年宮崎県議会議規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（修正の動議） 第19条 修正の動議は、その案を備え、 <u>法第 115条の 2</u> の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては 2 人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。 （所管事務等の調査）	（修正の動議） 第19条 修正の動議は、その案を備え、 <u>法第 115条の 3</u> の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては 2 人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。 （所管事務等の調査）

第64条 [略]

2 議会運営委員会が、法第 109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第10章 秘密会

第90条・第91条 [略]

第11章 辞職及び資格の決定

第92条～第99条 [略]

第12章 規律

第 100条～第 108条 [略]

第13章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第 109条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第91条第2項(秘密の保持)の規定の違反に係るものについては、この限りではない。

第 110条～第 115条 [略]

第14章 会議録

第 116条～第 119条 [略]

第15章 協議又は調整を行うための場

第 120条 [略]

第16章 議員の派遣

第64条 [略]

2 議会運営委員会が、法第 109条第3項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。

第10章 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第90条 会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第91条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書で、その理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第92条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に諮って定め、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、その一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第93条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏な言動があったときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第94条 議員は、公述人に対し質疑することができる。

(参考人)

第95条 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 前2条の規定は、参考人について準用する。

第11章 秘密会

第96条・第97条 [略]

第12章 辞職及び資格の決定

第98条～第 105条 [略]

第13章 規律

第 106条～第 114条 [略]

第14章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第 115条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第97条第2項(秘密の保持)の規定の違反に係るものについては、この限りではない。

第 116条～第 121条 [略]

第15章 会議録

第 122条～第 125条 [略]

第16章 協議又は調整を行うための場

第 126条 [略]

第17章 議員の派遣

第 121 条 [略]
 第 17 章 補則
 第 122 条 [略]
 別表（第 120 条関係）
 [略]

第 127 条 [略]
 第 18 章 補則
 第 128 条 [略]
 別表（第 126 条関係）
 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県議会告示

宮崎県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成24年12月20日

宮崎県議会議長 外 山 三 博

宮崎県議会告示第 3 号

宮崎県政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県政務調査費の交付に関する規程（平成13年宮崎県議会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>宮崎県政務調査費の交付に関する規程 （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県政務調査費の交付に関する条例（平成13年宮崎県条例第29号。以下「条例」という。）に基づく政務調査費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。</p> <p>（会派結成届等）</p> <p>第 2 条 条例第 5 条に定める会派結成届等の様式は、別記様式第 1 号、第 2 号及び第 3 号によるものとする。</p> <p>（会派等の通知）</p> <p>第 3 条 条例第 6 条に定める様式は、別記様式第 4 号によるものとする。</p> <p>（交付決定の写しの送付）</p> <p>第 4 条 知事は、条例第 7 条の規定により政務調査費の交付を決定し、会派の代表者及び議員に通知したときには、その写しを議長に送付するものとする。</p> <p>（政務調査費の請求）</p> <p>第 5 条 条例第 8 条第 1 項に定める様式は、別記様式第 5 号及び第 6 号によるものとする。</p> <p>（政務調査費の用途基準）</p> <p>第 6 条 条例第 9 条の用途基準は、会派に係る政務調査費については別表第 1、議員に係る政務調査費については別表第 2 のとおりとする。</p> <p>（収支報告書への証拠書類の添付）</p> <p>第 7 条 条例第 10 条第 4 項の規定による証拠書類の添付は、別記様式第 7 号により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（収支報告書等の写しの送付）</p> <p>第 8 条 議長は、条例第 10 条の規定により提出された収支報告書等の写しを、別記様式第 9 号により知事に送付するものとする。</p> <p>（証拠書類等の整理保管）</p> <p>第 9 条 会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>（収支報告書等の閲覧）</p>	<p>宮崎県政務活動費の交付に関する規程 （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規程は、宮崎県政務活動費の交付に関する条例（平成13年宮崎県条例第29号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な細則を定めるものとする。</p> <p>（会派結成届等）</p> <p>第 2 条 条例第 6 条に定める会派結成届等の様式は、別記様式第 1 号、第 2 号及び第 3 号によるものとする。</p> <p>（会派等の通知）</p> <p>第 3 条 条例第 7 条に定める様式は、別記様式第 4 号によるものとする。</p> <p>（交付決定の写しの送付）</p> <p>第 4 条 知事は、条例第 8 条の規定により政務活動費の交付を決定し、会派の代表者及び議員に通知したときには、その写しを議長に送付するものとする。</p> <p>（政務活動費の請求）</p> <p>第 5 条 条例第 9 条第 1 項に定める様式は、別記様式第 5 号及び第 6 号によるものとする。</p> <p>（収支報告書への証拠書類の添付）</p> <p>第 6 条 条例第 10 条第 4 項の規定による証拠書類の添付は、別記様式第 7 号により行うものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（収支報告書等の写しの送付）</p> <p>第 7 条 議長は、条例第 10 条の規定により提出された収支報告書等の写しを、別記様式第 9 号により知事に送付するものとする。</p> <p>（証拠書類等の整理保管）</p> <p>第 8 条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。</p> <p>（収支報告書等の閲覧）</p>

第10条 条例第13条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第13条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にならなければならない。

3 前各号に定めるもののほか、条例第13条第2項及び第3項の規定による収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表第1（第6条関係）

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研 修 費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	会派における各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広 報 費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事 務 費	会派が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人 件 費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

※ () 内は例示

別表第2（第6条関係）

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研 修 費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費

第9条 条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にならなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、条例第12条第2項及び第3項の規定による収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が別に定める。

	(書籍購入代、新聞雑誌購読料等)
広 報 費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の 広報活動に要する経費 (広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等)
事 務 所 費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の 設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)
事 務 費	議員が行う調査研究にかかる事務遂行に必要な 経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)
人 件 費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する 経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)

※ () 内は例示

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

[略]
宮崎県政務調査費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。
[略]
3 政務調査費経理責任者の氏名
[略]

様式第 2 号 (第 2 条関係)

[略]												
宮崎県政務調査費の交付に関する条例第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。												
[略]												
2 異動内容												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政務調査費 経理責任者の 氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	新	旧	[略]			政務調査費 経理責任者の 氏 名			[略]		
区 分	新	旧										
[略]												
政務調査費 経理責任者の 氏 名												
[略]												

様式第 3 号 (第 2 条関係)

[略]
宮崎県政務調査費の交付に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。
[略]

様式第 4 号 (第 3 条関係)

[略]
政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について
宮崎県政務調査費の交付に関する条例第 6 条の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。
[略]

様式第 5 号 (第 5 条関係)

[略]
年度政務調査費請求書
宮崎県政務調査費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

[略]
宮崎県政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。
[略]
3 政務活動費経理責任者の氏名
[略]

様式第 2 号 (第 2 条関係)

[略]												
宮崎県政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。												
[略]												
2 異動内容												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>新</th> <th>旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政務活動費 経理責任者の 氏 名</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	新	旧	[略]			政務活動費 経理責任者の 氏 名			[略]		
区 分	新	旧										
[略]												
政務活動費 経理責任者の 氏 名												
[略]												

様式第 3 号 (第 2 条関係)

[略]
宮崎県政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 2 項の規定により、下記のとおり届け出ます。
[略]

様式第 4 号 (第 3 条関係)

[略]
政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について
宮崎県政務活動費の交付に関する条例第 7 条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。
[略]

様式第 5 号 (第 5 条関係)

[略]
年度政務活動費請求書
宮崎県政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 1 項の規定

により、下記のとおり政務調査費を請求いたします。
[略]

様式第 6 号（第 5 条関係）

[略]
年度政務調査費請求書
宮崎県政務調査費の交付に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求いたします。
[略]

様式第 7 号（第 7 条関係）

領収書等貼付用紙	
使途項目	
整理番号	
[略]	
按分による支出の場合	
按分率（ / ）	
按分による政務調査費の支出額（ 円）	
経費の一部に充当した場合	
政務調査費の支出額（ 円）	

様式第 8 号（第 7 条関係）

[略]

様式第 9 号（第 8 条関係）

[略]
政務調査費収支報告書等（写）の送付について
宮崎県政務調査費の交付に関する規程第 8 条の規定により、年度政務調査費収支報告書等の写しを別添のとおり送付します。

により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。
[略]

様式第 6 号（第 5 条関係）

[略]
年度政務活動費請求書
宮崎県政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。
[略]

様式第 7 号（第 6 条関係）

領収書等貼付用紙	
使途項目	
整理番号	
[略]	
按分による支出の場合	
按分率（ / ）	
按分による政務活動費の支出額（ 円）	
経費の一部に充当した場合	
政務活動費の支出額（ 円）	

様式第 8 号（第 6 条関係）

[略]

様式第 9 号（第 7 条関係）

[略]
政務活動費収支報告書等（写）の送付について
宮崎県政務活動費の交付に関する規程第 7 条の規定により、年度政務活動費収支報告書等の写しを別添のとおり送付します。

附 則

この告示は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第 1 条ただし書に規定する日から施行する。

--	--